

農林水産省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「農林水産省政策評価結果（平成 19 年度に実施した政策の評価結果）」（平成 20 年 7 月 18 日付け 20 企第 71 号による送付分）における実績評価方式による 17 件の政策評価及び 4 件の政策手段別評価

2 審査の考え方と点検の項目

（1）実績評価方式による政策評価について

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合について

実績評価方式による政策評価は、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、目標を達成するために実施する具体的な事務事業等が当然に評価・検証の対象とされるわけではないが、実績評価方式による政策評価において、それらについての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであるかが重要となる。

この審査においては、次のような場合にそれぞれ点検を行っている。

- ① 個々の事務事業等の有効性、効率性等について評価・検証が行われている場合に、それがどのような質の評価情報であり、どのような評価結果に結び付いているのか。
- ② 個々の事務事業等に係る予算要求や機構定員要求への具体的な反映方針が示さ

れている場合には、評価結果としてどのような情報が提供されており、それがどのような質の評価情報であるのか。

3 審査の結果

(1) 実績評価方式による政策評価についての審査

「農林水産省政策評価結果（平成 19 年度に実施した政策の評価結果）」における実績評価方式による 17 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	食品産業の競争力の強化	○	国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、食品産業の競争力の強化を図る。				
		—	目標① 食品製造業の経営基盤の強化 食料産業クラスターへの取組による食品製造企業の活性化 （食料産業クラスターに参画している食品製造企業の製品出荷額等が前年実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する。）	0 (参考指標2)	(参考指標) 食料産業クラスターに参画している食品製造企業における製品出荷額等 (参考指標) 食品産業動向調査		
		—	目標② 食品流通の効率化 卸売市場の整備や、電子商取引、ユビキタス・コンピューティング技術活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 （食品流通業における労働生産性の向上等に関する指標値が過去の実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する。）	0 (参考指標2)	(参考指標) 飲食料品卸売業者1人・1時間当たりの販売額 (参考指標) 飲食料品小売業者1人・1時間当たりの販売額		
		○	目標③ 食品産業の国際競争力の強化 東アジアにおける我が国食品産業の投資促進	1	東アジアにおける我が国食品産業の現地法人数	690法人	○
2	主要食糧の需給の安定の確保	○	主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。				
		○	目標① 米の需給の安定を確保 a 消費者への安定供給の確保に資する備蓄運営 b 関係者の議論に基づく生産数量目標の配分ルールの設定 c 豊作時における過剰米の適切な区分出荷 （評価に当たっては、a、bの各視点を基本とし、豊作時にはcの取組状況を加味して、総合的に有効性を判断する。）	3	a 不作によって供給量が不足した場合には、政府備蓄の取崩しにより消費者への供給量 供給量が十分確保された場合には、回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営 b すべての生産調整方針作成者が生産数量目標の配分の一般ルールの設定等の議論に参加している地域協議会等の割合 議事録を公開している地域協議会数 c 豊作により、集荷円滑化対策が発動された場合、対策加入者に係る過剰米数量のうち区分出荷された数量の割合	政府備蓄の取崩しにより消費者への供給量が確保されていること 回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営が図られていること 9割以上 前年度より増加すること 9割以上	— ○ ○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○ 目標② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給 a 需給見通しに即した外国産麦の安定供給 b 需要に応じた良品質な国内産麦の供給 〔評価に当たっては、a、bの各視点を基本とし、総合的に有効性を判断する。〕	2	a 19年度の麦の需給見通しにおける輸入量見通しの数量に対し、年度内に輸入される数量の割合 b 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）における毎年の生産量・品質に基づく交付金の品質区分基準で、Aランクとなった小麦の割合	9割以上 7割以上	○ ○
3	食の安全及び消費者の信頼の確保	○ 消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること。	/			
		○ 目標① 食品の安全性の確保 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	1	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因の摂取量 ・カドミウム ・デオキシニバレノール ・ダイオキシン類	摂取許容量を超えないレベルに抑制 (一人一週間当たり 373 μg) (一人一日当たり 53.3 μg) (一人一日当たり 213pg-TEQ)	○ /
		○ 目標② 家畜伝染病等の対策 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	1	国内における家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生数 家畜伝染病及び特定疾病が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数0件	○
		○ 目標③ 植物防疫対策 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	1	国内における新たな病害虫の発生件数 当該病害虫が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	○
		○ 目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 遺伝子組換え農産物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	1	遺伝子組換え農産物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数	0件	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○ 目標⑤ 消費者の信頼の確保 食品表示の遵守状況の確実な改善	1	不適正表示率	2割削減	○
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	○ 食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図る。				
		○ 目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上	1	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	30%	○
		○ 目標② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	1	市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合	60% (平成22年度)	○
		教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合の増加		教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合の増加	68.1% (平成19年度)	
5	国産農畜産物の競争力の強化	○ 消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立する。				
		○ 目標① 米の生産コストを25%低減する。	1	米60kg当たり生産コスト	13.0千円/60kg	○
		○ 目標② 大豆の生産コストを3割程度低減する。	1	大豆60kg当たり生産コスト	17.2千円/60kg	○
		○ 目標③ 生乳生産コストを2割程度低減する。	1	生乳100kg当たり労働費	1,614千円/100kg	○
		○ 目標④ 肉用牛生産コストを2割程度低減する。	1	生体100kg当たり労働費	9,058円/100kg	○
		○ 目標⑤ 飼料作物生産コストを3割程度低減する。	1	1TDNkg当たり生産費用価	33.7円/TDNkg	○
		○ 目標⑥ 加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェアを30%とする。	1	麦の新品種の作付面積のシェア(都府県)	30.0%	○
		○ 目標⑦ 指定野菜の加工向け野菜の出荷数量を向上する。	1	指定野菜の加工用向け出荷数量	70万トン	○
		○ 目標⑧ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を2.5年に短縮する。	1	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	2.5年	○
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	○ 我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築する。				
		○ 目標① 持続性の高い農業生産方式を導入したエコファーマー認定件数の増加	1	エコファーマー認定件数	200,000件	○
		○ 目標② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進	1	地域環境保全型農業推進方針策定市町村率	64%	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	○					
		○	目標① 担い手の育成・確保	1	農業経営改善計画の認定数	27.2万経営体	○
		○	目標② 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進	1	担い手への農地利用集積面積	217.2万ha	○
		○	目標③ 人材の育成・確保	1	新規就農青年数の確保者数	12千人/年	○
8	担い手への経営支援の条件整備	○	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。				
		○	目標① 効果的・効率的な普及事業の推進 普及指導センターが普及課題ごとに設定した目標の達成率が100%となること。	2	a.担い手の育成に関する課題において設定した目標の達成率	100%	○
		b.技術の普及に関する課題において設定した目標の達成率			100%	○	
		○	目標② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 〔指標を踏まえ、その運営に対する国の指導・助言を総合的に判断する。〕	4	a 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進 生産資材コストが現状より低下すること	「生産資材コスト低減チャレンジプラン」(全農)における重点項目のうち、過半数で取扱割合・取扱量(対前年)が増加	○
		営農指導機能が現状より強化されること			統一的な資格認証制度を導入した都道府県農業協同組合中央会数の増加	○	
		b 農協合併の促進及び組織運営体制整備 合併構想の早期実現と経営管理体制の強化			合併の促進に伴う総合農協数の減少 経営管理委員会制度を導入した農協数の増加	○	
c 信用事業の健全性の確保 自己資本比率4%(農林中央金庫は8%)以上を確保すること 破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること	早期是正措置の発動がないこと 破たん時における迅速な処理(休業日処理)を行うこと	○					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				d 共済事業の健全性の確保 支払余力比率200%以上を確保すること	早期是正措置の発動がないこと	○
		— 目標③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用 災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること	1	損害の認定から再保険金の決定までの事務処理を30日以内で行った率	—	—
9	農地、農業用水等の整備・保全	○ 農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。		/		
		○ 目標① 優良農地の確保・保全 ・優良農地の減少傾向に歯止めをかける。 ・被害の発生するおそれのある農用地を減少させる。	2	農用地区域内農地面積	405.4万ha	○
				湛水等の被害が発生するおそれのある農用地の延べ面積	76万haに減少	○
		○ 目標② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加	1	意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合	20ポイント以上の増加を確保	○
		○ 目標③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する。	1	各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保	10,858km	○
		○ 目標④ 農地海岸の保全・海辺の再生 津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長の増加	3	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の面積	2.2万haに減少	○
				地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある農地等の面積	6,700haに減少	○
				失われた自然の海辺のうち回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺の延長	53kmに増加	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
10	都市との共生・対流等による農村の振興	○	都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図る。				
		○	目標① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	2	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数 都市的地域における市民農園の区画数	880万人に増加 15万区画に増加	○ ○
		○	目標② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	1	中山間地域の戸当たり農家総所得	485万円を維持	○
		○	目標③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	4	農地・水・環境保全向上対策において景観形成活動に取り組んでいる地域数 景観農業振興地域整備計画の策定数 農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値	12,000地域（検討中） 50計画 52%に向上 100%	○ ○ ○ ○
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	○	森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。				
		○	目標① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	1	次の指標を満たす割合（各指標の達成率平均値で達成度を把握） (ア) 水土保全機能 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 (イ) 森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合 (ウ) 森林資源の循環利用 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量	100% (71%) (35%) (9億8千万m³)	○ / / /
		○	目標② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	1	海外における持続可能な森林経営への寄与度	100%	○
		○	目標③ 山地災害等の防止	1	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数	5万2千集落	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○ 目標④ 森林病虫害等の被害の防止	1	松くい虫の被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる（被害率が1%未満の「微害」に抑えられている）都府県の割合	100%	○
		○ 目標⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 〔平成19年度は「森林づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない年であり、実績（推計）値を把握することは困難であることから、参考指標を用いて、総合的な判定を行う。〕	1 (参考指標2)	森林づくり活動への年間延べ参加者数 (参考指標1) 企業による森林づくり活動実施箇所数 (参考指標2) 森林ボランティア活動件数	100万人	○
		○ 目標⑥ 山村地域の活性化 〔山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。〕	3	(ア) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比 (イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数 (ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数	前年度と比べ維持・向上していること (かつ交流人口については抽出市町村の住民数以上)	○ ○ ○
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	○	林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。			
		○ 目標① 望ましい林業構造の確立 (ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者による事業量のシェアを増加させる。 (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者数を増加させる。 〔平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕	2 (参考指標4)	効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者による事業量のシェア 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者数 (参考指標1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材） (参考指標2) 高性能林業機械の普及台数 (参考指標3) 森林組合に占める中核組合の割合	素材生産量60% 造林・保育面積70% 2,600	○ ○ ○ ○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				(参考指標4) 森林組合による長期 経営・施業受託面積 (私有林)		
		○ 目標② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 国産材の供給・利用量を拡大する。	1	国産材の供給・利用量	23,000千㎡	○
13	水産物の安定供給の確保	○ 国民に対して、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。				
		○ 目標① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 〔水産資源の回復・管理の推進について総合的に判断する。〕	4	資源回復計画の着実な実施	100%	○
				国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大	75魚種 49協定	○
				主な栽培漁業注4対象魚種及び養殖業等の生産量の確保	1,798千トン	○
				平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合	70%	○
		○ 目標② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開	1	消費地と産地の価格差	3.78倍	○
14	水産業の健全な発展	○ 国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。				
		○ 目標① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立	1	次の指標を満たす割合の平均	100%	○
				新規漁業就業者数(毎年度1,500人)	(67%)	
				漁業経営改善計画の認定者数(平成19年度:452経営体)	(58%)	
		○ 目標② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮	1	次の指標を満たす割合の平均	100%	○
				漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供(平成23年度:14.5万トン)	—	
				高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上(平成23年度50%)	(94%)	
				漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上(平成23年度:概ね60%)	(100%)	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
				津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積削減(平成19年度:5千ha)	(98%)	
		○ 目標③ 水産関係団体の再編整備 漁協の組織基盤の強化	1	漁協経営改善事業による漁協経営改善計画策定数	30漁協	○
15	バイオマスの利活用 の推進	○ バイオマスの利活用の推進により、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業及び農山漁村の活性化を図る。				
		○ 目標① バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化	1	バイオマスタウン構想を公表した市町村数	300地区	○
		○ 目標② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大	1	国産バイオ燃料の生産量	5万キロリットル	○
16	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	○ 食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献する。				
		○ 目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力	1	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査結果の平均値	3.5	○
		○ 目標② WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力	1	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査結果の平均値	3.5	○
		○ 目標③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応	1	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査結果の平均値	3.5	○
17	農林水産物・食品の輸出の促進	○ 農林水産物・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。				
		○ 目標① 農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。	1	農林水産物・食品の輸出額	1兆円	○
合計	17政策	○=17 ○=51	72 (参考指標10)			○=70

(注) 1 農林水産省の「農林水産省政策評価結果（平成19年度に実施した政策の評価結果）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	政策分野について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策分野の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

(2) 実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証についての審査

農林水産省では、実績評価方式による政策評価を補完するものとして、個々の政策手段（予算事業等）を対象に、その必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を行う政策手段別評価を実施している。

農林水産省が実施した政策手段別評価（4政策手段）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）

整理番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性																																												
1	食の安全・安心確保 交付金のうち「教育 ファーム」の取組へ の支援	○ 【政策分野】 望ましい食生活の実現に向けた食育の推 進 【政策目標】 市町村等の関係者によって計画が作成さ れ様々な主体による教育ファームの取組 がなされている市町村の割合 【政策手段による達成目標】 「教育ファームを自らが実施又は支援し ている市町村の割合」の増加（基準値： 18年実績）	○ 【教育ファームを自らが実施又は支援している 市町村の割合】 年度 目標値 実績値 19 68.1% 49.1% ※基準値：57.5%																																												
2	景観・自然環境保全 形成支援事業のうち 田園景観土地利用推 進事業	○ 【政策分野】 都市との共生・対流等による農村の振興 【政策目標】 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現 【政策手段による達成目標】 平成19年度における「景観農振整備計画 の策定数」：20計画	○ 【景観農振整備計画の策定数】 年度 目標値 実績値 19 20計画 2計画																																												
3	強い水産業づくり交 付金 資源管理目標のうち 「資源回復計画等の 作成及び普及の推 進」 (単一の都道府県が 管轄する水域の場合 で県が計画作成主体 のもの)	○ 【政策分野】 水産物の安定供給の確保 【政策目標】 低位水準にとどまっている水産資源の回 復・管理の推進 【政策手段による達成目標】 「資源回復計画の着実な実施(削減実施計 画の早期作成)毎年度100%」	○ 【漁獲努力量削減実施計画の早期策定状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画作成主体</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その年(1月～12月)に作 成された資源回復計画 数</td> <td>国</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記計画に基づき半年 以内に作成された漁獲努 力量削減実施計画数</td> <td>国</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">達成状況(%)</td> <td>国</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>40</td> <td>73</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>77</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		計画作成主体	H17	H18	H19	その年(1月～12月)に作 成された資源回復計画 数	国	4	2	3	県	5	11	14	計	9	13	17	上記計画に基づき半年 以内に作成された漁獲努 力量削減実施計画数	国	4	2	3	県	2	8	3	計	4	10	6	達成状況(%)	国	100	100	100	県	40	73	21	計	67	77	35
	計画作成主体	H17	H18	H19																																											
その年(1月～12月)に作 成された資源回復計画 数	国	4	2	3																																											
	県	5	11	14																																											
	計	9	13	17																																											
上記計画に基づき半年 以内に作成された漁獲努 力量削減実施計画数	国	4	2	3																																											
	県	2	8	3																																											
	計	4	10	6																																											
達成状況(%)	国	100	100	100																																											
	県	40	73	21																																											
	計	67	77	35																																											
4	資源管理体制・機能 強化総合対策事業費 補助金 (複数の都道府県が 管轄する水域にまた がる場合で国が計画 作成主体のもの)	○ 【政策分野】 水産物の安定供給の確保 【政策目標】 低位水準にとどまっている水産資源の回 復・管理の推進 【政策手段による達成目標】 「資源回復計画の着実な実施(削減実施計 画の早期作成)毎年度100%」	○ 【漁獲努力量削減実施計画の早期策定状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画作成主体</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その年(1月～12月)に作 成された資源回復計画 数</td> <td>国</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記計画に基づき半年 以内に作成された漁獲努 力量削減実施計画数</td> <td>国</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">達成状況(%)</td> <td>国</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>40</td> <td>73</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>77</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>		計画作成主体	H17	H18	H19	その年(1月～12月)に作 成された資源回復計画 数	国	4	2	3	県	5	11	14	計	9	13	17	上記計画に基づき半年 以内に作成された漁獲努 力量削減実施計画数	国	4	2	3	県	2	8	3	計	4	10	6	達成状況(%)	国	100	100	100	県	40	73	21	計	67	77	35
	計画作成主体	H17	H18	H19																																											
その年(1月～12月)に作 成された資源回復計画 数	国	4	2	3																																											
	県	5	11	14																																											
	計	9	13	17																																											
上記計画に基づき半年 以内に作成された漁獲努 力量削減実施計画数	国	4	2	3																																											
	県	2	8	3																																											
	計	4	10	6																																											
達成状況(%)	国	100	100	100																																											
	県	40	73	21																																											
	計	67	77	35																																											
計	4 政策手段	○ = 4	○ = 4																																												

(注) 1 農林水産省の「農林水産省政策評価結果（平成19年度に実施した政策の評価結果）」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）」の記載事項を参照

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って順次番号を記入した。
「政策手段名」欄	評価の対象とされた政策手段の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>施策に含まれる手段たる事業の実施により得ようとした効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。</p>